

ごみ処理広域化基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置
要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、公募型プロポーザル方式による、ごみ処理広域化基本構想策定業務の実施に関して、適正かつ公平に審査を実施するため、ごみ処理広域化基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) ごみ処理広域化基本構想策定業務に係る公募型プロポーザル選定審査に関すること。
- (2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 審査委員会は、委員 5 人をもって構成する。

2 委員は、以下のとおりとする。

- (1) 前橋市ごみ政策課長
- (2) 桐生市清掃センター所長
- (3) 伊勢崎市資源循環課長
- (4) みどり市 S D G s 推進課長
- (5) 玉村町環境安全課長

3 審査委員会の委員長は前橋市ごみ政策課長を、副委員長は桐生市清掃センター所長及び伊勢崎市資源循環課長をもって充てる。

（会議）

第 4 条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

（意見聴取）

第 5 条 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に専門的事項に関し、学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（委員の責務）

第 6 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、ごみ処理広域化基本構想策定業務の企画提案に応募しようとする者に対し便宜供与等を図ってはならない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、前橋市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りでない。

(審査結果の公表等)

第7条 審査委員会の会議は、非公開とする。

2 審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表する事項、時期等を自ら決定し、公表することができる。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、前橋市環境部ごみ政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

2 この要綱は、審査委員会が目的を達成したときに、その効力を失う。